

令和7年12月15日から

# 警察の行政手続が オンラインで申請・届出できます。



令和7年12月15日（月）から、以下に示す手続は、**e-Gov電子申請**  
**（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト）**を通じてオンラインで申請・届出することができるようになります。

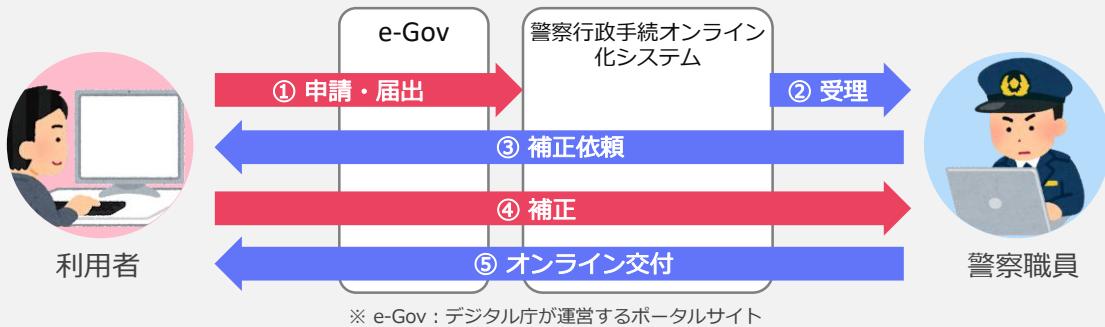
※ 現在運用している警察行政手続サイトについては、同日に運用停止となります。

対象手続一覧はこちら

e-Gov電子申請はこちら

<https://www.e-gov.go.jp>

## 【申請・届出の流れ】



## ⚠️ オンライン申請における注意事項 ⚠️

### ● オンライン申請等が部分的に困難な場合の書面等の提出等の期限について

オンライン申請等が部分的に困難な場合の書面等の提出等は、オンライン申請を行った日から一週間以内（※1）に直接お近くの警察窓口又は郵送等により提出してください。

※1 休日（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日）を含む。ただし、期限が休日に当たるときは、休日の翌日をもって期限とする。

#### 【部分的に困難な場合】

- ・オンライン申請等の内容によって、直接の本人確認が必要な場合や、提出書面等の原本確認が必要な場合（※2）
- ・オンライン申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、オンライン上での入力・返信等が不可能な場合
- ・上記のほか、オンライン申請等を部分的に行うことが不可能又は申請される方がオンライン申請等を利用することでかえって利便性を著しく損なう場合

※2 手続によって本人確認の方法が異なります。来庁が必要な手続もありますので、詳しくは最寄りの警察署又は警察本部担当窓口までお問い合わせください。

### ● 定款記載事項の入力の省略

定款に記載された事項を、インターネットを利用して閲覧することで確認できる場合には、当該事項を確認するためのURL情報等を入力することで定款記載事項を省略することができます。

### ● オンライン講習について

現任指導教育責任者講習、風俗営業管理者講習、安全運転管理者等に関する講習及び指定自動車教習所職員講習に関するオンライン講習については、千葉県警では対応していません。

